

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止

改正項目 1

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止。

（2）手形払等の禁止

改正項目 2

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。
※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

改正項目 3

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

改正項目 4

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（5）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

改正項目 5

2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

（1）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（2）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（3）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（4）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

改正項目 6

施行期日 令和8年1月1日

主な改正項目①

1. 協議に応じない一方的な代金決定等

運用基準

- 禁止行為に追加される協議に応じない一方的な代金決定（法第5条第2項第4号）について、解釈や想定違反事例を追加
「当該協議に応じず」とは、中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含む旨等の解釈を明示

2. 手形による代金支払の禁止等

運用基準

- 禁止行為に追加される代金の支払について手形等を使用すること（法第5条第1項第2号）について、解釈を追加
一括決済方式又は電子記録債権を用いて支払をする場合において、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものの使用は支払遅延に該当する旨等の解釈を明示

3. 特定運送委託の追加

運用基準

- 規制対象取引として追加される「特定運送委託」の定義（法第2条第5項）に係る解釈や想定違反事例を追加
「取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」は、運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務は含まれない旨等の解釈を明示
※特定運送委託の取引において、運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務を無償で行わせる場合には、不当な経済上の利益の提供要請（法第5条第2項第2号）として問題となる

4. 従業員基準の追加

運用基準

- 委託事業者該当性の判断基準として追加される従業員基準（法第2条第8項第5号及び第6号等）について、解釈及び運用の明確化
「常時使用する従業員の数」について、労働基準法第108条に規定する賃金台帳の調製対象となる者の数によって算定されるものとする旨の解釈を明示

主な改正項目②

5. 書面の交付等に係る規定の見直し

規則

運用基準

- 書面交付規定の見直し（法第4条）に伴い、所要の手当を実施

書面の交付に係る義務について、改正後は、事前の承諾の有無にかかわらず、書面の交付又は電磁的方法のいずれかの明示によることができるため、明示に係る規則及び運用基準を整備

6. 題名・用語の改正等

規則

運用基準

- 題名・用語の見直しに伴い、所要の手当を実施

題名・用語の改正や条ずれを下位法令にも反映。

7. 企業取引研究会からの宿題事項への対応

運用基準

- 振込手数料の負担に係る運用変更

現行の運用においては、振込手数料を中小受託事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、委託事業者が負担した実費の範囲内で振込手数料を差し引いて製造委託等代金を支払うことが認められているところ、企業取引研究会報告書の提言に基づき、運用基準において、中小受託事業者との書面合意がある場合であっても、減額に該当する旨明記

- 金型等の無償保管に関する考え方の整理

企業取引研究会報告書において、中小受託事業者に対し金型等を保管させる行為は、金型等の所有権の所在にかかわらず本法上問題となり得る旨整理すべきとされたことに加え、令和7年5月1日に型無償保管に関してQ & Aが改訂されたことも踏まえ、金型等を委託事業者が所有する場合のほか、中小受託事業者が所有する場合であっても、委託事業者が事実上管理しているときには当該行為が不当な経済上の利益の提供要請の禁止として問題となることを運用基準に明記

※ その他所要の整備を行うほか、フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する規則及びガイドラインに関しても所要の改正を予定。